

理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款第25条に基づき、当法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会の招集

(招集権者)

第2条 理事会は理事長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）、若しくはこの法人の定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより、また理事長が欠けたときは各理事がこれを招集することができる。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集手続)

第3条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項(議題)を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第4条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合は、副理事長がこれにあたる。

3 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第6条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第7条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた場合はその限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人・財団法人法施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第8条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般社団法人・財団法人法第91条第2項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第9条 監事は理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第10条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第12条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(決議事項)

第13条 理事会が決議すべき事項は、定款に定める事項の他に次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ 当法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに執行理事の選定・解職
- ハ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 一般社団法人・財団法人法第92条第2項に規定する理事の取引の承認
- ヌ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ル 事業報告及び計算書類等の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第14条 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 理事会の事務局事務は、事務局が当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第16条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1 本規則は、平成30年11月16日から施行する。

I 通常の理事会の場合

- 1 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 理事長以外の理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 理事が招集したもの
 - ハ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときはその意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事監査規程第3条
 - ロ 監事監査規程第8条第1項
 - ハ 監事監査規程第8条第3項
- 6 定款第25条により議事録署名人とされた理事長以外の理事で、理事会に出席したものの氏名
- 7 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- 8 議長の氏名

II 理事会運営規程第7条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 1の事項の提案をした理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 理事会運営規程第8条の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名